

○金融庁告示第 号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第十三項第四号並びに銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四項、第十四条の二第一項並びに第十四条の四第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を次のように定め、平成二十六年十二月一日から適用する。

平成二十六年 月 日

金融庁長官 細溝 清史

（合算関連法人等から除かれる者）

第一条 銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十三条の十一第二項に規定する金融庁長官が定める者（信用の供与等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この項、第四条及び第七条第一項において同じ。）を行う者が銀行である場合に限る。）は、次に掲げる者とする。

一 金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商

品取引所をいい、これに類似する外国に所在するものを含む。）に上場されている有価証券の発行者又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿（これに類似するもので外国に備えられるものを含む。）に登録されている有価証券の発行者

二 他の法人等（銀行法施行令（以下「令」という。）第四条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。）の子会社（法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この号及び第七条第二項において同じ。）又は子法人等（令第四条の二第二項に規定する子法人等をいい、子会社に該当するものを除く。）（前号に掲げる者を除く。）

三 受けている信用の供与等の額が、当該信用の供与等を行う銀行（連結自己資本比率（規則第十七条の五第一項第三号ロに規定する連結自己資本比率をいう。次号において同じ。）を算出するものに限る。

以下この号において同じ。）の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条第二号の算式におけるTier 1 資本の額（当該銀行が海外営業拠点（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府・大蔵省令第

三十九号。以下「区分命令」という。）第一条第三項に規定する海外営業拠点をいう。次号及び第七条第一項において同じ。）を有しないものである場合にあつては、自己資本比率告示第二十五条の算式における自己資本の額）の百分の五に満たない者（前二号に掲げる者を除く。）

四 受けている信用の供与等の額が、当該信用の供与等を行う銀行（連結自己資本比率を算出しないものに限る。以下この号において同じ。）の自己資本比率告示第十四条第二号の算式におけるTier 1資本の額（当該銀行が海外営業拠点を有しない銀行である場合にあつては、自己資本比率告示第三十七条の算式における自己資本の額）の百分の五に満たない者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）

五 同一人自身（令第四条第一項に規定する同一人自身をいう。第七条第一項第八号において同じ。）の破綻によりその者が連鎖的に破綻する見込みがないことが明らかである者（前各号に掲げる者を除く。）

2 規則第十三条の十一第二項に規定する金融庁長官が定める者（信用の供与等（法第五十二条の二十二第一項本文に規定する信用の供与等をいう。第三号及び第七条第二項において同じ。）を行う者が銀行持株会社（法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）又はその子会社等（法第五十二条の二十二第一項本文に規定する子会社等をいう。第三号及び第七条第一項において同じ。）である場合に

限る。）は次に掲げる者とする。

一 前項第一号に掲げる者

二 前項第二号に掲げる者

三 受けている信用の供与等の額が、当該信用の供与等を行う銀行持株会社又はその子会社等の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号。以下「連結自己資本比率告示」という。）第二条第二号の算式におけるTier 1 資本の額（当該銀行が海外営業拠点（区分命令第三条第二項に規定する海外営業拠点をいう。第七条第二項において同じ。）を有しないものである場合にあつては、連結自己資本比率告示第十四条の算式における自己資本の額）の百分の五に満たない者（前二号に掲げる者を除く。）

四 同一人自身（令第十六条の一の三第一項に規定する同一人自身をいう。第七条第二項第三号において同じ。）の破綻によりその者が連鎖的に破綻する見込みがないことが明らかである者（前三号に掲げる者を除く。）

（債務の保証）

第二条 規則第十四条第二項に規定する金融庁長官が別に定めるものは、自己資本比率告示第七十八条第一項の表百の項の中欄七に掲げる取引（一般的な債務の保証に限り、取引対象資産が貸借対照表（規則第十四条第一項に規定する貸借対照表をいう。第四条第一項において同じ。）に計上されるものを除く。）とする。

（債務の保証以外のオフ・バランス取引）

第三条 規則第十四条第四項に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。

- 一 自己資本比率告示第七十八条第一項の表零の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げる取引（前条に該当するものを除く。）
- 二 自己資本比率告示第七十九条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第一項第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第七十九条第二項に規定する長期決済期間取引
- 三 自己資本比率告示第二百五十条第一項各号に掲げる取引

(オフ・バランス取引の信用の供与等の額の算出方法) ..

第四条 前二条に定めるものの信用の供与等の額は、自己資本比率告示の規定により算出される与信相当額（当該信用の供与等の額が規則第十四条各項に規定する貸借対照表の勘定に計上される場合においては、当該信用の供与等の額を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、自己資本比率告示第七十八条第一項の表零の項の中欄一に掲げる取引に係る信用の供与等の額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額をいう。）に百分の十を乗じて得た額とする。

(外国政府等)

第五条 令第四条第十三項第四号に規定する金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 自己資本比率告示第五十六条第一項各号の表に規定するリスク・ウェイトが零パーセントである信用リスク区分に係る同項の格付又はカントリー・リスク・スコアが付与された外国政府及び外国の中央銀行

二 自己資本比率告示第五十七条及び第六十条第二項の規定により、向けられたエクスポージャーのリス

ク・ウェイトが零パーセントであるもの

(金融機関間取引)

第六条 規則第十四条の二第一項各号列記以外の部分に規定する金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 銀行
- 二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行
- 三 株式会社商工組合中央金庫
- 四 信用金庫及び信用金庫連合会
- 五 信用協同組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を行うものに限る。）
- 六 労働金庫及び労働金庫連合会
- 七 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同項第二号及び第三号の事業を行うものに限る。

)

八 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第一号の事業を行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第一号の事業を行うものに限る。）

九 農林中央金庫

- 十 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社
- 十一 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社
- 十二 金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者
- 十三 金融商品取引法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者
- 十四 金融商品取引法第二十八条第三項に規定する投資助言・代理業を行う者
- 十五 金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者

十六 短資業者（貸金業法施行令第一条の二第三号の規定に基づき短資業者を指定する件（昭和五十八年大蔵省告示第二百二十四号）に掲げる者をいう。）

十七 外国の法令に準拠して外国において銀行業（法第二条第一項に規定する銀行業をいう。）を営む者（第一号又は第二号に掲げる者を除く。）

十八 外国の法令に準拠して外国において保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。）を行いう者（第十号に掲げる者を除く。）

十九 外国の法令に準拠して外国において第十一号から第十五号までに掲げる者の業務を行う者

二十 外国の法令に準拠して外国においてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行いう者

（信用の供与等の額から控除される額）

第七条 規則第十四条の二第一項第六号に規定する金融庁長官が定める額は、法第十三条第一項本文に規定する銀行の同一人に対する信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。

一 現金を担保とするもののうち当該担保の額

二 令第四条第十三項第一号又は第二号に掲げる法人が債務の保証を行うもののうち当該債務の保証の額

三 令第四条第十三項第一号又は第二号に掲げる法人が発行する債券を担保とするもののうち当該担保の額

四 第五条各号に掲げるものが債務の保証を行うもののうち当該債務の保証の額

五 第五条各号に掲げるものが発行する債券を担保とするもののうち当該担保の額

六 規則第十四条第四項第十号イ及びハに掲げる勘定並びに自己資本比率告示第七十八条第一項の表百の項の中欄八に掲げる取引（現金又は有価証券による担保の提供に限る。）に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となつた派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合に限る。）を零から差し引いた額

七 次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 信用の供与等を行う銀行が海外営業拠点を有する場合 自己資本比率告示第一条各号又は第十四条各号の算式において調整項目の額とされる額

ロ イに掲げる場合以外の場合 自己資本比率告示第二十五条又は第三十七条の算式において調整項目の額とされる額

八 次に掲げる条件の全てを満たす同一人自身の自行預金の額

イ 対象取引（当該同一人自身の信用の供与等に該当する取引をいう。以下この号において同じ。）に係る債権と相殺契約下にあること。

ロ 同一人自身の債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由にかかわらず、当該取引に関連する国において対象取引に係る債権との相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること。

ハ 相殺契約下にある対象取引に係る債権とともにいづれの時点においても特定することができます。

ニ 繼続されないリスクが、監視及び管理されていること。

ホ 対象取引に係る債権と相殺後の額が、監視及び管理されていること。

2 規則第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する規則第十四条の二第一項第六号に規定する金融庁長官が定める額は、法第五十二条の二十二第一項本文に規定する銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。

一 前項第一号から第六号までに掲げる額

二 次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 当該銀行持株会社が海外営業拠点を有する銀行を子会社としている場合 連結自己資本比率告示第

二条各号の算式において調整項目の額とされる額

ロ イに掲げる場合以外の場合 連結自己資本比率告示第十四条の算式において調整項目の額とされる

額

三 前項第八号に掲げる条件の全てを満たす同一人自身の自行預金（当該銀行持株会社の子法人等（規則第三十四条の十五第一項において準用する規則第十四条の四第一号に掲げる子法人等をいう。）又は関連法人等（規則第三十四条の十五第一項において準用する規則第十四条の四第二号に掲げる関連法人等をいう。）である銀行に対する預金をいう。）の額

（特殊の関係のある者から除かれる者）

第八条 規則第十四条の四第一号及び第二号に規定する金融庁長官が定める者は、法第十六条の二第一項第五号、第五号の二又は第九号に掲げる会社とする。

2 規則第三十四条の十五第一項において準用する規則第十四条の四第一号及び第二号に規定する金融庁長

官が定める者は、法第五十二条の二十三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社とする。